

学習塾法務管理者制度運営実施細則

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 本細則は、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）が、「学習塾法務管理者制度運営規程」に別途定める制度運営に必要な事項について定めることを目的とする。

(講習受講料)

第2条 規程第6条に定める講習受講料は次の通りとする。

一 受講者が正会員の場合

新規 1万8千円

更新 1万8千円

規程第15条第6項の方法による更新 2万円

二 受講者が正会員以外の場合

新規 2万5千円

更新 2万5千円

規程第15条第6項の方法による更新 2万7千円

三 規程第8条に定める認定基準を満たすために更新申請時以外に受講する場合（法務管理者スクーリング）

正会員 1万円

正会員以外 1万5千円

ただし、規程第15条第6項及び第16条第2項を準用する場合

正会員 1万5千円

正会員以外 2万5千円

附則

平成23年10月10日施行。

平成25年10月14日改正。